

平成 29 年度 第 1 回

越谷市地域公共交通協議会会議録

平成 30 年 2 月 16 日

越谷市役所 本庁舎 5 階

第 1 委員会室

越谷市都市整備部都市計画課

平成30年2月16日

平成29年度第1回越谷市地域公共交通協議会 議事日程

1. 開 会
2. 委員の紹介
3. 会長の選出
4. 会長職務代理者の指名
5. 会議録署名委員の指名
6. 報 告
 - (1) 平成29年度公共交通事業の実施状況について
 - (2) 公共交通に関する市民要望等について
 - (3) その他
7. その他
8. 閉 会

出席委員

市の職員	鈴木正明 委員
	土橋良男 委員(代理 建設部副部長 関野)
	服部義昭 委員
行政関係機関の職員	飯塚孝廣 委員
	関口豊 委員(代理 交通課 浅野)
	能勢一幸 委員
	宮田敏之 委員
関係公共交通事業者等	會田皓章 委員
	金子茂 委員
	河田誠 委員
	衣川裕司 委員
	田島文夫 委員
	鶴岡洋 委員
	信清智之 委員
	深津光市 委員
	吉田求己 委員
公募による市民	阿部健次 委員
	大田憲明 委員
	河上繁 委員
	残間郁子 委員
学識経験者	久保田尚 委員
自治会を代表するもの	深井輝典 委員

欠席委員

相沢興	委員
高橋直樹	委員
木部康久	委員
鈴木和子	委員
中村仁	委員

都 市 計 画 課

都 市 整 備 部 副 參 事 井 出 聰
兼 課 長

調 整 幹 平 野 浩 孝
主 幹 染 谷 良 一
技 師 坪 内 隆 浩

事 務 局 (都市計画課)

主 査 佐 田 健

午前10時00分

◎ プレ開会

事務局 お待たせいたしました。定刻となりましたので始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、お配りしました資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日の次第、座席表、資料1「委員名簿」、資料2「平成29年度公共交通事業の実施状況について」、資料3「公共交通に関する市民要望等について」となっております。

お手元の資料は以上となります、不足資料はございますか？

それでは、ないようですので、開催にあたりまして、都市計画課長の井出よりご挨拶申し上げます。

井出課長 あらためまして、開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には、平成29年度第1回越谷市地域公共交通協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の越谷市地域公共交通協議会は、報告といたしまして、「平成29年度公共交通事業の実施状況について」、「公共交通に関する市民要望等について」、「その他」の3件でございます。

委員の皆様には、活発な議論をしていただきますようお願い申し上げるとともに、利便性が高く持続可能な公共交通網の形成に向け、ご指導、ご助言をいただきますよう併せてお願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

事務局 続きまして、本日、欠席の委員のご報告をさせていただきます。本日の協議会は、相沢委員、高橋委員、木部委員、鈴木（和子）委員、中村委員が所用のため、欠席されておりますが、越谷市地域公共交通協議会条例第6条第2項の規定により、委員の過半数の出席をいたしておりますので、会議は成立しておりますことをここにご報告申し上げます。

◎ 委員の紹介

事務局 ここで、越谷市地域公共交通協議会の委員の皆様におかれましては、平成29年5月25日から2年間の任期で委嘱されましたので、改めて、委員の皆様をご紹介させて頂きます。

それでは、恐れ入りますが委員名簿をご参照いただきたいと存じます。名簿の上から2段目の関係行政機関の委員からお名前のみ、紹介させていただきます。

(出席委員を順に紹介)

また、本日出席させていただいている市職員を紹介いたします。井出都市計画課長でございます。同じく平野調整幹でございます。同じく染谷主幹でございます。同じく坪内技師でございます。

◎会長の選出

事務局 それでは、本日の会議に入ります前に、まず、会長の選出からお願ひしたいと存じます。なお、越谷市地域公共交通協議会の委員の委嘱後、初めての協議会ということで、会長が決定されるまでの間、事務局にて進行を務めさせていただきますので、ご了承をお願い致します。

会長の選出につきましては、越谷市地域公共交通協議会条例第5条第2項の規定により委員の互選によって定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。どなたか、ご発言をお願いいたします。

服部委員 公共交通に関する経験と知識を多くお持ちの久保田委員に、引き続き、お願ひしてはいかがでしょうか。

事務局 久保田委員いかがでしょうか。

久保田委員 はい、わかりました。

事務局 それでは、会長は久保田委員に決定させていただきます。お手数ですが、久保田委員におかれましては、会長席の方へお移りいただきたいと存じます。よろしくお願ひ致します。

◎会長あいさつ

会長 昨年度は、議論を重ね、良いものができたと思います。これからが大事なので、委員の皆様には、率直な御意見をお願いしたいと思います。

◎会長職務代理者の指名

事務局 次に、会長職務代理者の指名に移らせていただくところでございますが、市の委員である鈴木 正明が所用のため遅れておりますので、後ほど指名させていただきたいと存じます。

◎議長の決定

事務局 協議会の議長についてですが、越谷市地域公共交通協議会条例第5条第3項の規定により、会長が議長となりますので、久保田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。久保田議長よろしくお願ひ致します。

◎開会宣言

議長 それでは、ただいまから平成29年度第1回越谷市地域公共交通協議会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

議長 はじめに、越谷市地域公共交通協議会運営規程第6条第2項の規定に基づきまして今回の会議録署名委員には、飯塚（いいづか）委員、能勢（のせ）委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎傍聴者の報告

議長 続きまして、事務局より傍聴者についての報告をお願いいたします。

事務局 はい、傍聴希望者が1名いらっしゃいます。議長から入場の許可をいただきたいと存じます。

議長 ただいま事務局より報告がありましたが、本日の協議会は、公開会議でよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長 それでは、ご異議がないようですので傍聴者の入場を許可したいと思います。

（傍聴者の入室）

議長 会議中は、円滑な議事運営を確保するため、傍聴者は、傍聴要領に従い、静粛に傍聴するようお願いします。

◎報告（1）

議長 それでは、報告（1）平成29年度公共交通事業の実施状況について、都市計画課より説明をお願い致します。

◎報告事項の説明

都市計画課 それでは、「平成29年度公共交通事業の実施状況について」、本日、お配りしました資料2及び、パワーポイントのスライドにて、ご説明いたします。越谷市地域公共交通網形成計画に位置付けました事業に沿って、ご説明いたします。

まず、「事業1－2 ノンステップバスの導入促進」でございますが、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」におきまして、車両等を新たにその事業の用に供するときは、「公共交通等円滑化基準」に適合させなければならないとなっており、バス車両については、低床バスとすることとなっております。本市においても、国、県との連携のもと、バスの利便性を高める取り組みとして、ノンステップバスをバス事業者が導入する際に補助金を交付することで、側面的な支援を行うものでございます。

平成29年度は、朝日自動車株式会社が導入する小型3台に対し、補助金を交付する予定で、現在、手続きを進めております。

続きまして、「事業1－3 バス停利用環境の改善」でございますが、まず、公共交通環境整備工事についてご説明いたします。これは、バス停周辺において、高齢者や障がい者など、誰もが利用しやすいバス停環境を整備するための工事でございます。今年度は、朝日自動車株式会社が運行しているバス路線に関するバス停周辺において5箇所で実施しました。

1つ目は、バス停地先の土地利用の変更に伴い、土地所有者からの要望に対応するため、「越谷東中学校前」のバス停の周辺にある歩車道境界ブロックの一部撤去を1箇所、実施しました。

2つ目は、大袋駅西口を発着とするバス路線の実現のため、バスの乗り降りの際、支障となる歩車道境界ブロックの一部撤去を3箇所、実施しました。スライドの画面をご覧ください。こちらは、「大道」のバス停付近の工事後の状況でございます。こちらは、「第九公園入口」のバス停付近の工事後の状況でございます。こちらは、「浅間神社入口」のバス停付近の工事後の状況でございます。

3つ目は、市民の皆さまの要望を受け、「南越谷駅入口」のバス停の周辺にある歩車道境界ブロックの一部を撤去いたしました。

なお、来年度以降も、この公共交通環境整備工事につきましては、予算の確保をしてまいりたいと考えておりますので、バス事業者の委員の皆さんにおかれましては、越谷市が管理する道路におけるバス停において改修すべき箇所のご要望がございましたら、都市計画課までご連絡いただきたいと思います。

2ページをご覧ください。「バスまちスポット等の追加登録」について、ご説明いたします。この取組は、埼玉県が実施している出歩きやすいまちづくり事業で、公共施設や民間施設をバスまちスポットやまち愛スポットとして登録し、公共交通を利用しやすくするための取組です。平成29年度は、老人福祉センター4施設を「バスまちスポット」として、越谷市農業協同組合の「グリーン・マルシェ」を「まち愛スポット」として、施設管理者のご協力をいただき、新規に登録を行いました。このことにより、市内のバス待ちスポットは19施設、まち愛スポットは8施設、合計27施設となりました。

次に、「事業1-4 サイクルアンドバスライド拠点の整備」について、ご説明いたします。先ほどのバス待ちスポット等の追加登録とあわせ、平成29年度には、サイクルアンドバスライド駐輪場についても、新たに、荻島地区センター、出羽地区センター、増林地区センター、越谷南体育館、老人福祉センターの4施設、合計、8施設を位置付けました。

このことにより、市内のサイクルアンドバスライド駐輪場は、9施設となりました。

3ページをご覧ください。「事業1-6 駅のバリアフリー化」につきまして、ご説明いたします。国が主催する「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」が平成28年12月に公表した中間とりまとめでは、ホームドアについては、利用者10万人以上の駅は、原則として平成32年度までに整備し、内方線付き点状ブロックについては、利用者1万人以上の駅は、平成30年度までに整備する方針が示されました。

この中間とりまとめを受け、東武鉄道株式会社では、平成29年1月12日に、平成32年度までに、市内の鉄道駅では、「北越谷駅」「新越谷駅」においてホームドアを整備し、1万人以上の利用者数のある駅（せんげん台駅、越谷駅、蒲生駅）については、平成30年度までに内方線付き点状ブロックを整備する計画を発表しました。

平成29年度につきましては、東武鉄道株式会社が実施した「せんげん台駅における内方線付き点状ブロック整備事業」に対し補助金を交付しました。

次に、「駅ホームの声かけサポート講習会」についてご説明いたします。市では、視覚に障がいのある方が駅ホームからの転落や列車との接触などの事故に遭わないよう、積極的に声かけをしていただくため、平成29年10月27日に、埼玉県及び東武鉄道株式会社と連携し、声かけサポート講習会を開催しましたところ、男性12名、女性15名の合計27名の参加をいただきました。

なお、「講習会の内容に対するアンケート調査」を行った結果、約70%の方が、大変参考になった、また、今回の講習会を受講して、声かけ方法についても、ほとんどの方が理解でき

たと回答いただきました。

4ページをご覧ください。「事業2－1 バス路線の新設」についてご説明いたします。

越谷市地域公共交通網形成計画の実施事業として位置付けております「大袋駅西口を発着とするバス路線」の実現に向け、平成29年度は、大袋地区の自治会長の皆さまを対象としました公共交通地区懇談会や自治会長の皆さま、朝日自動車株式会社、市の3者による協議などを行い、バス停の設置場所などについて意見交換し、また、自治会長の皆さまが中心となり、バス停地先の権利者の方への説明などをおこなっていただきました。

更に、市では、このバス路線の実現のため、先ほどご報告させていただきましたように、バス停周辺の歩車道境界ブロックの一部撤去工事を3箇所実施するとともに、バスの転回場の整備についても実施いたしました。

これらの取り組みにより、朝日自動車株式会社により平成29年11月1日より、せんげん台駅から大道を循環するバス路線を延伸し、大袋分署前、大袋駅西口を終点とするバス路線が開設されました。

市としましては、当該バス路線だけでなく、公共交通の利用促進を図るため、引き続き、「広報こしがや」、「市公式ホームページ」、「こしがや公共交通ガイドマップ」などのツールを使い、市民の皆さんに情報提供してまいります。

5ページをご覧ください。「事業3－2 案内マップ・利用促進ツールなどの作成」についてご説明いたします。

この取組は、「こしがや公共交通ガイドマップ」を、平成30年2月1日時点の公共交通に関する情報に更新し、引き続き、市民の皆さんに配布することで、公共交通の利用促進を図るもので。現在、公共交通事業者にご協力をいただき、最新のデータに更新する作業をほぼ完了し、印刷作業に入っております。

なお、ガイドマップに掲載する広告については、「広報こしがや」や「市公式ホームページ」において募集した結果、昨年と同様に、「埼玉県東部ハイタク協議会」、「越谷市市管理構内協議会」、「朝日自動車株式会社」、「東武鉄道株式会社」から広告掲載のご応募をいただき、引き続き、広告を掲載させていただくこととなりましたので、この場をお借りしまして、お礼申し上げます。

このガイドマップは、市民の皆さんに、3月下旬頃、市役所の窓口や、各地区センター、市内の鉄道駅などで配布、配架する予定でございます。

また、昨年の5月下旬より越谷警察署のご協力をいただき、自動車免許を返納された方々に

もガイドマップを配布しておりますので、引き続き、越谷警察署においても配布させていただく予定でございます。

6ページをご覧ください。こちらの資料は、ただいま、ご説明させていただきました取組に関する公共交通関連予算についての資料となりますが、説明は省略させていただきます。平成29年度公共交通事業の実施状況についての説明は以上でございます。

◎質疑

議長 それでは、質疑に入ります。質問、ご意見はありますか。

〇〇委員 「事業1－3 バス停利用環境の改善」で歩車道境界ブロックの一部撤去を5か所実施したことですが、撤去をする基準はあるのでしょうか。バス事業者の負担はあるのでしょうか。予算は6ページにある「3. 公共交通環境整備工事費」の金額でよいのでしょうか。

「事業1－4 サイクルアンドバスライド拠点の整備」で8施設の既設駐輪場を位置づけたとのことですが、バスの利用に結びついているのでしょうか。

都市計画課 予算額は5か所で補正を含めて6ページのとおり計70万円です。基準については、市民の要望によって対応していますが、撤去しないとバス停そのものがなくなってしまうものなど優先度が高いものから対応しています。負担についてはバス事業者が担うこともあります。

サイクルアンドバスライドについては、単独で整備している自治体では、台数を数えることで把握ができますが、当市では公共施設の駐輪場を位置づけているため、駐輪場の自転車が施設利用なのかバス利用なのか把握する方法がなく、数字はつかんでおりません。

〇〇委員 今のサイクルアンドバスライドは、ここまで自転車で来てバスに乗るということでしょうか。

都市計画課 バス停から300m以外の範囲は歩いて公共交通に乗るのは難しいと考えております、自転車に乗ってくることを想定しています。

〇〇委員 高齢者で自転車に乗れない人はどうするでしょうか。タクシーを使うとかになるのでしょうか。バスが通っていないところはどうするのかを考えることは必要ではないでしょうか。コミュニティバスを走らせることなどを考えないといけないと思います。

〇〇委員 「事業1－2 ノンステップバスの導入促進」で補助金を出しており、6ページによれば平成29年度は2,400千円なので800千円/台となります。1台あたりどの程度の価格で

すか。補助金を出していると言えるだけの金額なのですか。国、県からも補助金は出ているのですか。

都市計画課 国、県も補助金を出しています。通常、ノンステップバスの車両価格とバス車両査定基準額の価格の差額を国は1／2、県と市は1／4ずつ補助金を支出しています。

〇〇委員 ノンステップバスへの切り替えは必要だと思います。段差があると乗るのに難しいのです。

議長 サイクルアンドバスライドなど1点目の質問についてはこれまでの経緯を伝えたほうが良いのではないかですか。

都市計画課 越谷市地域公共交通網形成計画が平成28年3月に策定され、まずは既存のバスを活用していくこととなりました。新たな公共交通を構築していく際は、地元、事業者、市の三者連携で考えていくこととしております。

昨年度、本市の鉄道や路線バスが利用しづらい地域7か所で懇談会を開催し、新たな公共交通の導入に向けたガイドラインにおける市民や市の役割分担、受益者負担割合などについて御意見を伺ったところ、様々な御意見があり、今後も引き続き調整・協議をさせていただくこととなった。既存の公共交通を活かしながらという考えは崩さないうえで、どんなことができるのか、引き続き、話し合いを行っていきたいと考えております。

〇〇委員 今までの経緯を知らないので質問させていただきました。

〇〇委員 ブロック撤去は県道でも実施されているのですか。

都市計画課 市道の中で優先順位の高いものから対応しています。国道や県道も可能ですが、まずは市の道路から対応しています。

議長 先ほど、事務局からの回答でサイクルアンドバスライドのデータはわからないとのことでしたが、その事業を続けていくかどうかの判断をするのにデータが何もないというのはいかがなものかと思います。データを取ることは不可能ではないと思います。駐輪場に一日張り付くような努力も必要なのではないかですか。

都市計画課 検討させていただきます。

議長 他に質疑はないものと認め、これをもって質疑を終結いたします。

◎報告（2）

議長 次に、報告（2）公共交通に関する市民要望等について都市計画課より説明をお願い致します。

◎報告事項の説明

都市計画課 それでは、「公共交通に関する市民要望等」につきまして、本日、お配りしました資料3及びパワーポイントのスライドにて、ご説明いたします。

「公共交通に関するご要望等」につきましては、市長への手紙や市政モニター、メールなどを通じて市民の皆さまから様々なご要望をいただいております。平成27年度からは、当協議会において、市に寄せられました公共交通に関するご要望につきまして、ご報告させていただいております。

資料3は、平成28年11月から平成30年1月までの公共交通に関するご要望を、時系列でお示ししたものでございます。市民の皆さまから寄せられましたご要望につきましては、適宜、関係する公共交通事業者と調整させて頂いた上で、対応や回答をさせていただいております。

ご要望の内容は、バス路線に関することが多いものの、鉄道駅のバリアフリー化等に関するご要望やタクシーの配車状況についてのご要望もいただいておりますので、主なご要望につきまして、「バスに関するご要望」、「鉄道に関するご要望」、「タクシーに関するご要望」の順にて、ご説明いたします。

まず、「バスに関するご要望」につきまして、ご説明いたします。

バスに関するご要望につきましては、「バス路線の新設」に関するご要望が12件、「バス本数の増便」に関するご要望が1件、「バス停の位置」に関するご要望が1件、合計14件ございました。

ご要望の多かった「バス路線の新設」に関する内容につきましては、鉄道駅から半径1キロメートル、もしくはバス停から半径300メートル以遠の区域にお住まいの市民からのご要望が多く、一覧表の左側に記載しております番号5、番号6の「大袋地区内のバス路線の新設」や、2ページ目になりますが、番号12、番号14、番号15の「大間野町3・4・5丁目へのバス路線の新設」に関するご要望がございました。

市としましては、平成28年3月に策定した越谷市地域公共交通網形成計画において、鉄道や路線バスを利用しづらい地域において、市民の皆さまとの連携による新たな公共交通の導入に向けた仕組み、いわゆるガイドラインの作成を位置付けており、平成28年度には、ガイドラインの作成に向け、地域の皆さまの意向を把握するため、市内7地区（荻島・出羽・大相模・大袋・新方・桜井・増林）において、公共交通地区懇談会を開催いたしました。

公共交通地区懇談会でのご意見を踏まえ、今後、新たな公共交通の導入に向けた事業主体、受益者負担の仕組み、新たな公共交通のあり方などの諸課題について整理し、具体化する必要があるため、引き続き、市民の皆様との公共交通地区懇談会を開催しながら、市内の公共交通の充実に向け、市が中心となって計画的に検討してまいります、と回答しております。

また、番号5、番号6の「大袋地区内のバス路線の新設」に関するご要望につきましては、報告事項1でご報告させていただきましたとおり、朝日自動車株式会社により平成29年11月1日より、せんげん台駅から大道を循環するバス路線を延伸し、大袋分署前、大袋駅西口を終点とするバス路線が開設されております。

次に、番号12、番号14、番号15の「大間野町3・4・5丁目へのバス路線の新設」に関するご要望につきましては、報告(3)の「その他」において、改めて、ご報告させていただきます。

以上が、バスに関する主なご要望でございますが、先ほど、ご説明しましたとおり、各ご要望等に対する回答にあたりましては、関係する公共交通事業者と調整させて頂いた上で、回答をさせていただいておりますが、市としましても、ご要望にありましたバス路線の実現に向け取り組んでまいりますので、バス事業者におかれましても、改めて、ご要望のありました内容につきまして、ご検討いただきますようお願いします。

次に、「鉄道に関するご要望」につきまして、ご説明いたします。

番号4、2ページ目の番号10は、東武スカイツリーラインに関する駅ホームの安全対策や北越谷以北の鉄道の高架化に関するご要望でございます。

報告事項1でご説明させていただきましたとおり、計画に位置付けました「鉄道駅のバリアフリー化」を図るため、平成29年度に東武鉄道株式会社が実施しました「せんげん台駅における内方線付き点状ブロック整備事業」に支援を行っております。

今後は、鉄道事業者によるホームドア整備事業につきましても、国・県とも連携し、鉄道事業者に対する財政的支援を検討してまいります。

また、北越谷以北の鉄道高架につきましては、事業に伴う財政負担や既設道路との交差部における技術的な問題などの課題があるため、長期的な視点から諸課題を検討してまいります、と回答しております。

次に、番号13の「JR武蔵野線の高架化についてのご要望につきましては、JR武蔵野線の高架化は、事業が広域にわたり、かつ事業費も膨大となることから、本市単独での取り組みではなく、本市が構成団体となっております「武蔵野線旅客輸送改善対策協議会」を通じて、可

能性を含め検討していただく旨の要望を行っております。

今年度につきましても、同協議会を通じ、東日本旅客鉄道株式会社に「東川口駅～南越谷駅間の盛土区間の路線の高架化」について要望を行いましたが、同社によりますと鉄道を高架化するためには周辺地域等の基盤整備も併せて行う必要があることや、整備に伴う事業費が膨大となることから、現在のところ高架化する計画はないと伺っております。

市といたしましては、地区の分断要素の解消の観点に加え、気候変動がもたらす集中豪雨による土砂崩れ等の災害リスクに対し、防災機能向上の観点から適切な対応が図れるよう、鉄道高架化について、同協議会を通じて、引き続き、東日本旅客鉄道株式会社へ要望を行ってまいります、と回答しております。

次に、「タクシーに関するご要望」につきまして、ご説明いたします。

越谷レイクタウン駅北口のタクシーが少ないとのご要望について、タクシー事業者から構成される「越谷市市管理構内協議会」に確認しましたところ、「お客様のタクシー利用状況に応じて配車しておりますが、時期や時間帯によっては、事業者への連絡が取れないこともありますので、ご理解いただきたい。」とのことです。

市といたしましては、公共交通利用者の利便性の向上を図るため、越谷レイクタウン駅へのタクシーの配車への配慮について、越谷市市管理構内協議会に情報提供してまいります、と回答しております。

なお、本日は、全てのご要望内容についてのご説明はできませんでしたので、後ほど、資料3をご覧いただければと存じます。

◎質疑

議長 それでは、質疑に入ります。ご質問、ご意見はありませんか。

〇〇委員 5. 6番では「バス路線の新設」が要望され、実際に運行が開始されましたが、バス事業者は既存の路線を維持するコストで苦労をしています。地域の方々にバスに乗ることで守っていただくことをお願いしたい

都市計画課 朝日自動車からの利用状況報告を受けていますが、以前の路線と比較して利用人数が増加しているとのことです。ただし、大袋分署前は利用が多いものの、そこから大袋駅西口までは10便／日あるものの、5名／日程度で厳しいとのことです。利用については周知していますが、今後についても、自治会内での回覧や、ホームページでのお知らせなどについて検討してまいります。

〇〇委員 要望一覧を見ると増便や延伸を望むものが多いが、それは不便だからです。一方で、赤字になることが分かっていると民間バス事業者がバスを走らせることはできない。市が出てきて議論するしかないと思うが、できないという回答の繰り返しです。クリアするにはどうしたらよいのか。朝夕の混雑時以外のペイしない部分をどうするのか考えなければいけない。

議長 ただ今のご意見については、引き続き調査・検討していくこととします。他に質疑はないものと認め、これをもって質疑を終結いたします。

◎報告（3）

議長 次に、報告（3）その他について都市計画課より説明をお願い致します。

◎報告事項の説明

都市計画課 それでは、「その他」につきまして、ご説明いたします。2点ほどご報告がございます。

まず、1点目でございますが、関東運輸局長より、平成30年1月29日付で、一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する公示を、平成30年2月1日から行う旨の通知がございました。これは、株式会社ジャパンタローズが運行しているバス路線「越谷駅西口～浦和美園駅」線、「せんげん台駅東口～東埼玉テクノポリス」線、「せんげん台駅東口～市立病院」線の3つのバス路線について、平成30年7月1日をもって休止する旨の届出があったことから、道路運送法第15条の2第2項の規定に基づき、利害関係者の意見を聴取するため、同法施行規則第15条の6の規定に基づく公示を行う通知があったものです。

「越谷駅西口～浦和美園駅」線を休止する理由としましては、バス路線周辺の住宅の開発が進まず、利用者数が伸び悩んでいる状況で、度重なるダイヤ再編で運行本数を減便し維持してきたものの、1日あたりの利用者も2人から3人となり、今後も増加する見込みがないとのことでございます。

また、「せんげん台駅東口～東埼玉テクノポリス」線、「せんげん台駅東口～市立病院」線の休止する理由としましては、利用者数が伸び悩み今後も増加する見込みがなく、行政からの補助も無いこと、また人員不足により路線の維持が困難な状況となっているとのことでございます。

市としましても、市民の皆さんには、バス路線の周知を図るため、「広報こしがや」や「市公式ホームページ」での情報提供、更には、自治会内での回覧などを実施してまいりました。

また、「せんげん台駅東口～東埼玉テクノポリス」線においては、バス停周辺に自治会の皆さまのご協力をいただき、サイクルアンドバスライド駐輪場も整備させていただき、バス利用者の利便性向上を図ってまいりました。

こちらのデータは、当該バス路線の平日運行本数と利用者数の推移でございます。「せんげん台駅東口～東埼玉テクノポリス」線以外は、利用者数が減少傾向にあることがわかります。そのため、当該バス路線、3系統につきましては、平成30年7月1日をもって休止となる予定でございます。

市としましては、引き続き、株式会社ジャパンタローズとバス路線の存続について協議させていただければと考えております。

次に、2点目でございますが、先ほどの報告（2）の公共交通に関する市民要望等についてご報告させていただいたなかで、「大間野町3・4・5丁目へのバス路線の新設」に関するご要望に関連する事項で、「地域（大間野町3・4・5丁目）が主体となった新たな公共交通の導入にむけた取組方法としての自家用有償運送の可能性について」でございます。

ご要望内容は、大間野町3・4・5丁目の区域を運行する路線バスを新設してほしいとの要望でございますが、このご要望に関連して、大間野地区の自治会長の方より、当該地区は今後も高齢化も進み、地区住民の移動手段の確保のため、民間バス事業者によるバス路線などの実現の見込みがないのであれば、テレビなどで最近、よく取り上げられている地域が主体となりバスなどを運行している「自家用車での有償運送」を行うことはできないのかとの相談を受けました。

形成計画では、鉄道や路線バスを利用しづらい地域においては、市民の皆さまとの連携による新たな公共交通の導入に向けた仕組み、いわゆるガイドラインの作成を位置付け、そのガイドラインに基づき、関係者の協働による新たな公共交通の導入に向け取り組むとしており、自家用有償旅客運送の導入に向けた取り組みについては位置づけがございません。

具体的には、本市における関係者との協働による新たな公共交通の導入にあっては、安全性や事業の持続可能性の観点から、スライドの上部に「赤色破線」で囲まれた「一般乗合旅客運送事業」を想定しています。

一方、今回の相談では、スライドの下部に青色で記載しております、地域やNPO法人などが、自家用車で、地域住民を有料で運送するという取り組み手法でございます。

まず、自家用有償旅客運送の概要につきまして、ご説明させていただきます。

自家用有償旅客運送とは、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動

車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした市町村やNPO法人などによる自家用自動車を使用した有償による旅客運送でございます。

今回、ご相談のあった内容に照らしますと、道路運送法第78条第2項に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則第49条第1項第2号に定める公共交通空白地有償運送に該当するものと思われます。交通空白地有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては、住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、NPO法人等が実費の範囲内で、営利と認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して当該法人の会員等に対して行う輸送サービスとなります。

また、交通空白地有償運送を行う場合は、当協議会において、その運行計画について協議が整っている必要があります。

本市では、法人タクシー事業者や個人タクシー事業者により市内全域でタクシーを利用できる状況でございますので、今回、ご相談のありました「大間野町3・4・5丁目」の地域が、タクシー等の公共交通機関によっては、住民に対する十分な輸送サービスが確保できない地域であると認められるのか否かが課題となります。

現段階では、運行区域や対象となる市民、また、運賃など具合的な計画はございませんが、運行計画の内容によっては、本市においても、地域住民が主体となり、移動手段の確保に向け、自家用有償旅客運送のうち、交通空白地有償運送が実施できる見込みがあるのかどうかにつきまして委員の皆様のご意見を伺わせていただき、その結果を踏まえ、ご相談のありました地域において、今後の新たな公共交通の導入に向け、地域と連携し、取り組んでまいりたいと思います。

以上、地域（大間野町3・4・5丁目）が主体となった新たな公共交通の導入にむけた取組方法としての自家用有償運送の可能性について、でございます。

◎質疑

議長 その他の事項にしてはちょっと重い内容だと思いますが、これについて本日我々はどういう立場をとればよいのでしょうか。

都市計画課 報告ですので、一つ目は情報共有であり、二つ目は可能性があるのかを確認したいものでございます。

バス路線の休止について

議長 ジャパンタローズさんから何かありますか？

〇〇委員 浦和美園線は平成18年から、他も23年から運行を開始し、ダイヤ調整や市の協力、自治会等にも働きかけるなど努力をしてきました。今回、休止という事態になったことが公になっても住民から困るという訴えの電話は全くありませんでした。

路線を開設してほしいという要望の時はこれだけ乗りますという訴えはあっても、実際にはその10分の1も乗っていただいている。また、収支よりも運転手不足が深刻です。運賃を変えられないので運転手の給料も上げられないです。

コンプライアンスについてもどんどん厳しくなっている。それを守るために運転手にこれ以上無理はさせられない。そういうことを含めて考えたとき、休止を判断しなければならないと考えました。バス路線はあれば利用するけど、なければ自分で何とかするということでしょう。

〇〇委員 軽井沢スキーバス事故以降、安全・安心については、強く事業者に対して求めています。その中で、休息時間や点呼などについても確実に実施していただくことも重要です。廃止については、休止から廃止という流れの中で意見聴取などを行い、申請から6ヶ月の期間を経て、廃止になるというスキームです。

〇〇委員 市からの説明ではタローズバスに対しては再検討をお願いしていくとのことでしたが、いざなくなってしまった時に「知らなかった」という住民はたくさんいるのではないかでしょうか。そうなる前に何とかならないのかと思います。

県内の他の市町村でも、事業者が耐え切れなくなって行政に相談するものの、行政としてはいきなり言われても補助金は無理と回答し、やむなく廃止というパターンも多いです。

すでに市と事業者が一緒になって色々と対応されたようですが、たとえばバス停にラミネート加工の案内を貼り付けて継続が難しい旨を訴える、病院にも案内呼びかけの紙を貼り付けるなど、まだまだやっていないこともあるのではないかでしょうか。補助金は出せなくとも市が汗をかくところはあるはずです。

ただ頑張るだけではなく、いつまでに利用者が何人以上上向いたら赤字を解消できる見込みが立つのを継続する、など数字を目安にする方法もあります。市の交渉に期待したい。

議長 市を中心に関係者と話し合っていただきたい。

〇〇委員 ガイドマップを3月下旬に配付することだが、この3路線が休止になるとどのようにになってしまうのか。

都市計画課 2月1日時点の情報で印刷作業を進めております。紙媒体でございますので、どうしてもその時点ということで、やむを得ないものと考えています。7月1日に休止になった場合は、修正情報として御案内してまいります。

○○委員 バス停は撤去されるのですか。

○○委員 廃止なら当然撤去となります。

大間野町3, 4, 5丁目の自家用有償旅客運送の可能性について

○○委員 過疎化が進んでいるような交通空白地で実施されているケースが多いです。こちらの地域が、果たして交通空白地域なのか、もう少し精査が必要だと思います。越谷市はバス事業者、タクシー事業者がある自治体であり、自家用有償運送を行えば、バス事業者、タクシー事業者に対する影響は大きいと思います。そのことで、市全体へ悪影響を及ぼすことも考えられます。

○○委員 自家用有償旅客運送はバス、タクシー事業によって提供されない場合の代替手段であることから、この地域がこの会議でそのように認められるというのは厳しいのではないかでしょうか。無償ならば運行できるし、互助の可能な範囲が今年度末までに国で明確化されるようなので、その通知を待って検討してみるのもあるでしょう。

○○委員 中核市でこのような制度を導入するのは果たしてどうなのでしょうか。その裏返しで市として何か考えてあげないと。

議長 委員からは自家用有償旅客運送ではハードルが高いので、何か別の方法を考えるべきではないかという意見が出ているがいかがですか。

都市計画課 御意見を踏まえて、互助による輸送ができないか自治会長に報告させていただきたい。

○○委員 もうこの件については、今後議論しないのでしょうか。やらないということですか。

都市計画課 自家用有償旅客運送では難しいという御意見をいただいたので、今時点では検討対象から外すことになります。今後は、形成計画に位置付けている、「関係者との協働による新たな公共交通の導入」にあっては、安全性や事業の持続可能性に観点から、一般乗合旅客運送事業での運行か、ボランティアでの運行について、地域と皆様と一緒に考えていきたい。

議長 質疑はないものと認め、これをもって質疑を終結いたします

◎その他

議長 最後に、その他といたしまして、この場にて各委員より報告事項等はございますか。

(なし)

議長 報告事項等はないようですので、7. その他を終結いたします。

議長 皆様のご協力により、円滑に議事運営ができましたことに感謝申し上げます。これにて、議長の任を解かせていただきます。

◎会長職務代理者の指名

事務局 久保田会長ありがとうございました。ここで、後ほどといたしました会長職務代理者の指名をさせていただきたいと存じます。越谷市地域公共交通協議会条例第5条第4項の規定により、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときに、会長の職務を代理する方を、予め会長から指名をしていただく必要があります。それでは、会長から会長職務代理者の指名をお願いいたします。

久保田会長 それでは、会長職務代理者の指名を行います。越谷市地域公共交通協議会条例第5条第4項の規定により、会長職務代理者は、鈴木正明（すずき まさあき）委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

鈴木（正明）委員 遅くなりまして申し訳ございませんでした。環境経済部の鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎閉会宣言

事務局 ありがとうございました。以上をもちまして、平成29年度第1回越谷市地域公共交通協議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

午前11時55分　閉会